**大阪市の情報公開**

**（令和６年度運用状況報告書）**

**大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）**

目　　　次

１　公開請求の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　公開請求に対する決定等の状況　・・・・・・・・・・　１

３　不服申立ての状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　１

４　審査会答申の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

５　出資等法人の情報公開の状況　・・・・・・・・・・・　２

６　市民情報プラザの運用状況　・・・・・・・・・・・・　２

７　制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

８　参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

**１　公開請求の状況**

公開請求件数（請求方法別）［表１参照］

　　　公開請求件数は、請求者が実施機関に提出した公開請求書の数で、１枚を１件として算出しています。

　　　※１件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うことがあるため、公開請求の件数と公開決定等の件数は、必ずしも一致しません。

令和６年度の公開請求件数は全体で2,509件となっており、前年度（1,961件）と比較して548件（27.9％）増加しています。

　　　請求方法別では、件数の多いものから順に、インターネットを利用した電子申請1,630件（65.0％）、窓口589件（23.4％）、ファクシミリ192件（7.7％）、郵送98件（3.9％）となっています。

**２　公開請求に対する決定等の状況**

(1)　情報提供による対応状況［表２参照］

　　　令和６年度の公開請求件数2,509件のうち、785件（31.3％）については情報提供により対応しています。

(2)　決定状況

　　ア　年度別の決定状況［表３参照］

　　　　決定件数は、上記１の公開請求件数から上記(1)の情報提供による対応をした件数等を除いたあとの、公開請求件数に対して行った公開決定等の件数を算出しています。

　　　　※１件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うことがあるため、公開請求の件数と公開決定等の件数は、必ずしも一致しません。

令和６年度の決定件数は全体で2,238件となっており、前年度（3,583件）と比較して1,345件（37.5％）減少しています。

　　　　なお、公開請求の内容及び処理状況については、次のURLをご参照ください。

　　　　［公開請求の内容及び処理状況］

<http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3060-1-1-3-2-0-0-0-0-0.html>

　　イ　実施機関（担当所属）別の決定状況［表４及び表５参照］

　　　　実施機関（担当所属）別の決定件数としては、総務局が568件（25.4％）と最も多く、次いで環境局471件（21.0％）、淀川区役所122件（5.5％）となっています。

(3)　非公開理由別の内訳［表６参照］

　　　非公開理由としては、「個人情報」が317件（40.4％）と最も多く、次いで「法人等情報」が217件（27.7％）となっています。

**３　不服申立ての状況**［表７参照］

　　令和６年度において、大阪市情報公開審査会（以下「審査会」といいます。）に新たに諮問があった件数は155件であり、過年度から繰越された諮問168件との合計は323件です。

　　令和６年度末の残諮問件数（令和７年度に繰越される件数）は315件となっており、その内訳は、令和３年度に諮問されたものが23件、令和４年度が38件、令和５年度が99件、令和６年度155件です。

**４　審査会答申の状況**

　　令和６年度は、審査会から不服申立てに対する答申が６件（答申第533号から第538号まで）出されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは４件、原決定で非公開とした情報の一部を公開すべきと判断されたものは２件でした。

各答申の内容については、下記URLをご参照ください。

　［大阪市情報公開審査会答申の概要］

<https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020139.html>

**５　出資等法人の情報公開の状況**

　　本市の外郭団体及び本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの４分の１以上を出資し、若しくは出えんしている法人で、本市が設立団体である地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除くものであって、市長が定めるもの（以下「出資等法人」という。）について、実施機関は、大阪市情報公開条例（以下「条例」という。）第34条第１項により出資等法人の「保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人が情報公開を推進するよう必要な指導等を行うよう努めなければならない」としています。また、特に本市の出資等比率が２分の１以上である出資等法人における情報公開については、条例第34条第２項により「この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

　　これを受け、出資等法人では情報公開要綱を策定し、本市の情報公開制度に準じた制度を整え運用している場合があります。

決定状況等

令和６年度において、出資等法人が対象となった公開申出に対する決定件数は20件となっています。

内訳は、株式会社湊町開発センター15件、大阪シティバス株式会社１件、大阪市高速電気軌道株式会社４件です。

また、公開申出に対する決定への異議申出件数は３件となっています。

内訳は、大阪シティバス株式会社１件、大阪市高速電気軌道株式会社２件です。

**６　市民情報プラザの運用状況**

　　市政情報を広く提供するために、大阪市役所本庁舎１階に市民情報プラザを設置しています。

　　市民情報プラザでは、本市の行政資料（広く市民の利用に供する目的で本市が作成した行政に関する冊子、パンフレット、リーフレット、地図等）を配架及び配付しているほか、行政資料の有償コピー（セルフサービス）、本市が発行している有償刊行物の販売などを行っています。

利用状況［表８参照］

　　令和６年度の利用者数は延べ8,461人となっており、前年度（延べ8,666人）と比較して205人（2.4％）減少しています。

**７　制度の概要**

(1)　情報公開制度の確立

　　　情報公開制度は、開かれた市政の推進に不可欠の基礎的な制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保するため、公文書の公開制度に加えて、情報提供施策の積極的な推進など、情報公開制度全般にわたって、より一層適正な運用に努める必要があります。

　　　このような状況を踏まえ、大阪市は、市民の「知る権利」が情報公開の制度化及びその発展に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識するとともに、大阪市の保有する情報は公開を原則とすること及び個人に関する情報は最大限に保護することを基本として、21世紀の大阪市にふさわしい情報公開制度を確立するため、昭和63年７月１日に施行された大阪市公文書公開条例を全部改正し、新たに大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号）を制定し、平成13年４月１日（出資等法人の規定については、同年10月１日）から施行しました。

(2)　情報公開制度の目的

本市の情報公開制度は、何人に対しても公文書の公開を請求する権利を具体的な請求権として保障することにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市民に対する本市の説明責務を果たすとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的としています。

(3)　情報公開制度の基本原則

情報公開制度には、請求権者からの公開請求に基づく公文書公開制度と行政機関が任意かつ能動的に行う情報提供施策が含まれますが、いずれも次の２原則を基本としており、これらの原則を踏まえて解釈し、運用しなければなりません。

　　ア　原則公開の趣旨の徹底

　　　　市が保有する情報は原則として公開しなければなりません。また、例外的に公開義務を免除されている情報については、合理的な理由がある必要最小限のものだけを非公開とすることができます。

　　イ　個人情報の最大限の保護

　　　　個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、プライバシーを中心とする個人情報の保護については、最大限の配慮をしなければなりません。

(4)　情報公開制度の主な内容

　　ア　実施機関（条例第２条第１項）

　　　　条例に基づく情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

　　　　市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者（水道局長）及び消防長、地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人大阪市博物館機構、地方独立行政法人天王寺動物園及び大阪市住宅供給公社

　　イ　公文書（条例第２条第２項）

　　　　公開請求の対象となる公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

　　ウ　公開請求権者（条例第５条）

　　　　何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができます。

　　エ　公開請求の受付

　　　　公開請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎１階）で行います。

　　　　また、郵送、ファクシミリ及び大阪市ホームページでも公開請求を受け付けています。

　　オ　公開請求に対する決定（条例第10条から第12条まで）

(ｱ)　実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に、公文書の公開をする旨又はしない旨を決定し、公開請求者に対し、文書で通知しなければなりません。

　　　　　ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

(ｲ)　公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公文書のうち相当の部分について44日以内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすることができます。

カ　公文書の公開義務（条例第７条）

原則公開の理念に基づき、実施機関は、次に掲げる情報（以下「非公開情報」といいます。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければなりません。

　　 (ｱ)　個人情報

　　 (ｲ) 行政機関等匿名加工情報等

　　 (ｳ)　法人等情報

　　 (ｴ)　任意提供情報

　　 (ｵ)　審議・検討・協議情報

　　 (ｶ)　事務事業遂行情報

　　 (ｷ)　公共の安全・秩序維持情報

　　 (ｸ)　法令秘情報

　　キ　公文書の存否に関する情報（条例第９条）

　　　　「Ａさんの生活保護記録」のように、公開請求のあった公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

　　ク　第三者保護の手続（条例第13条）

　　　　公開請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

　　ケ　費用負担（条例第16条）

　　　　公文書の公開に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が公文書の写しの作成及び送付（郵便料金等）に要する費用を負担します。

　　コ　審査請求（条例第16条の２から第30条まで）

　　　　公開決定等について審査請求があったときは、公正かつ慎重に救済を図るため、大阪市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

　　サ　情報提供施策等の充実（条例第31条）

　　 (ｱ)　実施機関は、その保有する情報が適時に、かつ適切な方法で市民等に明らかにされるよう、情報提供に関する施策等の充実に努めることとしています。

　　 (ｲ)　実施機関の職員は、当該実施機関の保有する情報の提供に関する事務を行うに当たっては、条例の趣旨にのっとり、市民等が必要とする情報を的確に提供するように意を用いなければならないとしています。

　　シ　情報の公表等（条例第32条）

　　 (ｱ)　実施機関は、市民等が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得ることができるよう、本市の基本計画等実施機関が保有する情報の公表を行うものとしています。

　　 (ｲ)　非公開又は部分公開決定を行う場合であっても、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、非公開情報を公開しない範囲で請求の趣旨にかなう情報提供を行うものとしています。

(ｳ)　公開決定又は部分公開決定に基づいて公開を実施した公文書と同一の公文書（既公開公文書）及び情報については、公開請求の手続を求めることなく、閲覧又は写しの交付を行うとともに、広く市民一般に公表する必要があると認められるときは、当該情報を公表するものとしています。

　　ス　出資等法人の情報公開（条例第34条）

　　 (ｱ)　実施機関は、出資等法人の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人の情報公開が推進されるよう、出資等法人に対し、必要な指導等を行うよう努めることとしています。

　　 (ｲ)　出資等法人のうち、本市が資本金、基本金等の２分の１以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

　　セ　指定管理者等の情報公開（条例第34条の２）

　　 (ｱ)　本市の公の施設の指定管理者又は対象学校の指定管理法人は、当該公の施設又は対象学校の管理に関する情報の公開のための措置を講ずるよう努めることとしています。

　　 (ｲ)　実施機関は、指定管理者等に対し必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(5)　情報公開条例の制定及び改正の経過（公文書公開条例に係る経過を含む。）

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和62年 ４月 | 「大阪市情報公開懇談会」を設置 |
| 昭和62年11月 | 「情報公開制度についての提言」を市長に提出 |
| 昭和63年 ４月 | 「大阪市公文書公開条例」を公布（昭和63年７月１日施行） |
| 平成10年 ８月 | 市長から公文書公開審査会に「公文書公開制度のあり方」について諮問 |
| 平成11年10月 | 「公文書公開制度のあり方に関する中間取りまとめ」 |
| 平成12年 ７月 | 「大阪市における公文書公開制度のあり方について」市長へ答申　※答申までに、27回の審議（うち公開審議９回）を行う。 |
| 平成13年 ３月 | 大阪市会で「大阪市公文書公開条例を改正する条例案」を可決 |
| 平成13年 ３月 | 「大阪市情報公開条例」を公布（平成13年４月１日施行（出資等法人については、同年10月１日施行）） |
| 平成14年 ９月 | 独立行政法人等を国と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成14年10月１日施行） |
| 平成16年 ３月 | 地方独立行政法人を地方公共団体と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成16年４月１日施行） |
| 平成17年 ３月 | 情報公開審査会委員の守秘義務違反について罰則を設けることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成17年４月１日施行） |
| 平成17年 ５月 | 地方三公社を実施機関とすること、情報提供等の事務を実施する際の職員の責務を課すことなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布とともに施行 |
| 平成18年 ３月 | 本市が設立した地方独立行政法人を実施機関とすることなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成18年４月１日施行） |
| 平成23年 ２月 | 特定歴史公文書等の利用請求権の新設を主な改正点とする「大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成23年３月１日施行） |
| 平成25年 ９月 | 大阪市土地開発公社の清算の結了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成25年９月30日施行） |
| 平成26年12月 | 大阪市道路公社の清算の結了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成26年12月26日施行） |
| 平成28年 ３月 | 行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年４月１日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続を審査請求に一元化することなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成28年４月１日施行） |
| 同月 | 農業委員会の廃止に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を可決、公布（平成28年10月３日施行） |
| 平成29年２月 | 地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成29年４月１日施行） |
| 平成30年３月 | 交通事業の廃止に伴う整備を改正点とする「大阪市交通事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を可決、公布（平成30年４月１日施行） |
| 平成31年２月 | 公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立に伴い、実施機関の範囲を改めることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成31年４月１日施行） |
| 令和３年３月 | 地方独立行政法人天王寺動物園設立に伴い、実施機関の範囲を改めることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（令和３年４月１日施行） |
| 令和４年３月 | 本市が設置する高等学校等を大阪府へ移管すること等に伴い、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例が廃止されることから、条例で指定管理者と同等の取扱いとしていた指定公立国際教育学校等管理法人を条例の適用範囲から除くことを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（令和４年４月１日施行） |
| 令和５年２月 | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和５年４月１日から地方公共団体に適用されることに伴い、行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を非公開情報とすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（令和５年４月１日施行） |
| 令和７年２月 | 「懲役」を「拘禁刑」に改めることを改正点とする「刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を可決、公布（令和７年６月１日施行） |

**８　参考資料**

**表１　公開請求件数（請求方法別）**



**表２　年度別情報提供対応件数**



**表３　年度別の決定状況**



**表４　令和６年度実施機関別決定状況**



**表５　年度別・実施機関別決定件数**



**表６　年度別非公開理由件数**



**表7-1　不服申立ての状況**



**表7-2　令和６年度末残諮問件数の諮問年度別内訳**



**表８　市民情報プラザの利用状況**

